

## (14) 栄養士・管理栄養士(受験資格)

### 1 栄養士免許証の取得に必要な科目

本学栄養学部栄養学科は、栄養士法に定める栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受け、栄養士法施行規則に定める科目を開講している。

栄養士免許を取得するには、P.115 別表 1 栄養士課程に記載の科目すべてを修得し、本学科を卒業しなければならない。

### 2 管理栄養士国家試験受験資格の取得に必要な科目

本学栄養学部栄養学科は、栄養士法に定める管理栄養士養成施設として厚生労働大臣の認可を受け、栄養士法施行規則に定める科目を開講している。

管理栄養士国家試験受験資格を取得するには、P.116、P.117 別表 2 管理栄養士課程に記載の科目すべて、及び選択必修科目1科目を修得し、本学科を卒業しなければならない。

### 3 校外実習・臨地実習について

I. 授業への出席状況ならびに成績が良好であること。

II. 臨地実習事前・事後指導の授業を受講していること。

III. 栄養士免許を取得する者は、学科が別に定める履修要件を満たしていなければ「校外実習」を履修できない。

IV. 管理栄養士国家試験受験資格を取得する者は、学科が別に定める履修要件を満たしていなければ「臨地実習 I～III」を履修できない。また、「校外実習」を修得していなければ「臨地実習 I～III」は履修できない。

※「校外実習」・「臨地実習 I」は必修、「臨地実習 II」・「臨地実習 III」は選択必修科目である。

V. 「給食経営管理基礎実習」(2年後期)を修得していない場合は「校外実習」・「臨地実習 I～III」を履修できない。

VI. 実習は厚生労働大臣の認可施設で行う必要があるため、学生個々の希望選択には応じられない。

VII. 校外実習・臨地実習では、実習受け入れ施設が求める学生情報(氏名、生年月日、住所、健康状態等)を提供する。

VIII. 所定の項目に関する健康診断及び抗体価検査を受けなければならない。なお、抗体価検査の結果によっては、必要な項目においてワクチン接種が必要になる。

### 4 栄養士免許申請について(4年次)

I. 卒業時に石川県に住民票のある者は、石川県健康福祉部健康推進課へ大学が一括して申請する。

II. 石川県以外の居住者および居住予定者は、個人で居住地を管轄する保健福祉センター(保健所)等(各県で名称が異なる)へ申請が必要になることがある。

III. 申請手続きについては別途説明会を行うので必ず参加すること。

### 5 管理栄養士免許申請について(4年次)

I. 管理栄養士国家試験を受験する者は別途説明会を行うので必ず参加すること。

II. 管理栄養士免許申請については別途説明する。

別表1 栄養士課程

栄養士法施行規則に定める教育内容				左記に対応する本学の教育内容							
教育内容		単位数				単位数					
分野	教育内容	講義 又は 演習	実験 又は 実習	教育内容		講義 又は 演習	実験 又は 実習				
専門分野	社会生活と健康	4	4	社会環境と健康	公衆衛生学	2					
					社会福祉概論	2					
					健康管理概論	2					
					食生活論	2					
	人体の構造と機能			人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学	2					
					解剖生理学実験		1				
					病態生理学Ⅰ	2					
					病態生理学Ⅱ	2					
					運動生理学	2					
					生化学Ⅰ	2					
専門分野	食品と衛生	6		食べ物と健康	生化学実験		1				
					食品学Ⅰ	2					
					食品学Ⅱ	2					
					食品学実験		1				
					食品微生物学	2					
					食品衛生学	2					
	栄養と健康	8		基礎栄養学	食品衛生学実験		1				
					基礎栄養学	2					
					基礎栄養科学実験		1				
					応用栄養学Ⅰ	2					
専門分野	栄養の指導	6		応用栄養学	応用栄養学Ⅱ	2					
					応用栄養学実習		1				
					臨床栄養学Ⅰ	2					
					栄養アセスメント	2					
	給食の運営	4		食べ物と健康	臨床栄養学実習		1				
					栄養教育論Ⅰ	2					
					栄養教育論実習Ⅰ		1				
					栄養情報処理演習	2					
					公衆栄養学	2					
					調理学	2					
専門分野	専門科目	10		食べ物と健康	献立作成演習	2					
					調理学実習Ⅰ (調理科学実験含む)		1				
					調理学実習Ⅱ		1				
					調理学実習Ⅲ		1				
					調理学実習Ⅳ		1				
					給食経営管理論	2					
	専門科目				給食経営管理基礎実習		1				
					臨地実習	校外実習(給食の運営)	1				
					総合演習	臨地実習事前・事後指導Ⅰ	1				
					合計	合計 <sup>※1</sup>	14				

※1 専門科目63単位を取得しなければならない。

別表2 管理栄養士課程

管理栄養士学校指定規則に定める教育内容				左記に対応する本学の教育内容			
分野	教育内容	単位数		教育内容		単位数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習			講義 又は 演習	実験 又は 実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6		社会・環境と健康	保健統計学	2	
	保健統計学実習					1	
	健康管理概論				2		
	公衆衛生学				2		
	社会福祉概論				2		
	食生活論				2		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14		人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖生理学	2	
					解剖生理学実習		1
					病態生理学Ⅰ	2	
					病態生理学Ⅱ	2	
専門基礎分野	食べ物と健康	8	10	食べ物と健康	病態生理学Ⅲ	2	
					運動生理学	2	
					生化学Ⅰ	2	
					生化学Ⅱ	2	
					生化学実習		1
					食品学Ⅰ	2	
					食品学Ⅱ	2	
					食品学実習		1
					食品機能論	2	
					食品加工学	2	
					食品加工学実習		1
					食品微生物学	2	
					食品衛生学	2	
					食品衛生学実習		1
					調理学	2	
					献立作成演習	2	
					調理学実習Ⅰ(調理科学実習含む)		1
					調理学実習Ⅱ		1
					調理学実習Ⅲ		1
					調理学実習Ⅳ		1
小計		28	10		小計	40	10

別表2 管理栄養士課程

管理栄養士学校指定規則に定める教育内容				左記に対応する本学の教育内容			
分野	教育内容	単位数		教育内容		単位数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習			講義 又は 演習	実験 又は 実習
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学	基礎栄養学	2	
	応用栄養学	6			基礎栄養科学実験		1
	栄養教育論	6		応用栄養学	応用栄養学 I	2	
	臨床栄養学	8			応用栄養学 II	2	
	公衆栄養学	4		応用栄養学	応用栄養学実習		1
	給食経営管理論	4			応用栄養学演習	2	
	総合演習	2		栄養教育論	栄養教育論 I	2	
	臨地実習	—			栄養教育論 II	2	
				栄養教育論	栄養教育論実習 I		1
					栄養教育論実習 II		1
			専門科目	臨床栄養学	栄養情報処理演習	2	
					臨床栄養学 I	2	
				臨床栄養学	臨床栄養学 II	2	
					栄養アセスメント	2	
				公衆栄養学	臨床栄養学実習		1
					臨床栄養実践演習	2	
				公衆栄養学	公衆栄養学	2	
					地域栄養演習	2	
				公衆栄養学	公衆栄養活動論	1	
					公衆栄養学実習		1
			給食経営管理論	給食経営管理論	給食経営管理論 I	2	
					給食経営管理論 II	2	
				給食経営管理論	給食経営管理基礎実習		1
					給食経営管理応用実習		1
			総合演習	総合演習	総合演習	1	
					臨地実習事前・事後指導 I	1	
			臨地実習	臨地実習	校外実習（給食の運営）		1
					臨地実習 I（臨床栄養）		2
				臨地実習	臨地実習 II（給食経営管理）※1		1
					臨地実習 III（公衆栄養）※1		1
小計		32	12	小計		33	12
合計		60	22	合計※2		73	22

※1 臨地実習 II（給食経営管理）と臨地実習 III（公衆栄養）のいずれか1単位を選択する。

※2 専門科目95単位を取得しなければならない。

## **(15) フードスペシャリスト（受験資格）**

本学栄養学部栄養学科は、フードスペシャリスト養成機関となっている。

フードスペシャリストは、日本フードスペシャリスト協会が指定する科目を履修し、資格認定試験に合格した者に与えられる資格である。協会が定める規程科目を修得することにより、協会が実施する認定試験の受験資格を得ることができる。この認定試験に合格し、本学を卒業した者に「フードスペシャリスト資格認定証」が授与される。

詳細は、学科ガイダンス等で説明を実施する。

## **(16) 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格**

食品衛生管理者・食品衛生監視員は厚生労働省により認定される任用資格である。

本学栄養学部栄養学科は、食品衛生管理者・食品衛生監視員の養成校であり、別に定める科目を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。

本学科における食品衛生管理者および食品衛生監視員の指定科目の単位認定は、編入学前に指定養成施設で受講した科目のみ認定することができる。指定養成施設以外で修得した科目は、資格認定を受ける場合には再度単位を履修する必要がある。

詳細は、学科ガイダンス等で説明を実施する。